

群馬県地域興しマイスター名鑑

令和7年7月

群馬県
一般社団法人群馬県農業会議

「群馬県地域興しマイスター名鑑」について

群馬県は、地域住民団体等が行う地域活性化等の活動に対しての技術的援助及び専門的助言や、市町村等が行う地域活性化へ向けた取組等を実施するに当たっての専門的助言をするため、「群馬県地域興しマイスター等を活用した支援事業」を行っています。

「群馬県地域興しマイスター」制度は、農業・農村や中山間地域の活性化に関して専門的知識及び経験を有する者を知事が委嘱し、マイスター派遣を通じて、地域の活性化やグリーン・ツーリズム、農泊等の推進を図ることを目的としています。

本会では、このマイスターの派遣業務を県から委託され、農村地域の活性化等に向けた支援を行うため、「群馬県地域興しマイスター名鑑」を作成しましたので、有効にご活用ください。

群馬県地域興しマイスター名鑑 目次

01.群馬県地域興しマイスター制度とは	p 01
02.調理加工の開発	p 03
青木茂治/東日本調理師専門学校 校長	
03.農業・食にまつわる写真撮影や SNS 発信・食育講座	p 04
網野文絵/農業カメラマン	
04.金融・相続贈与・ライフマネープラン	p 05
板橋美代子/ OFFICE YOU 代表・ファイナンシャル・プランナー	
05.まちづくり・地域づくり	p 06
入山寛之/洋品店いりやま代表・まちやど蔭屋代表	
06.グリーン・ツーリズム・農家民宿支援・地域活性化支援	p 07
北山郁人/(一社)みなかみ町体験旅行常務理事・NPO 法人奥利根水源地域ネットワーク代表理事	
07.持続可能な地域づくり・地域経営戦略	p 08
清水一徳/コミュニティブレインズ(株)代表取締役・地域再生プランナー	
08.新規事業の戦略構築及び実施計画構築	p 09
高木響正/事業戦略構築研究所 AX 代表	
09.青果物の流通・販売	p 10
田村善男/野菜ソムリエ上級プロ	
10.農泊の推進による地域活性化	p 11
中村文彦/ツーリズム開発合同会社 代表 CEO	
11.人材育成・農業経営の大規模化	p 12
星野高章/有限会社農園星野ノ環 代表取締役社長	
12.直売所の活性化・農村女性活躍支援	p 13
茂木三枝/中小企業診断士	
13.経営分析・経営指導・店舗指導・店舗開発・販促指導	p 14
吉田武宏/吉田中小企業診断士事務所 代表	
14.要領、様式等	
(1)群馬県地域興しマイスター等の設置及び運営に関する要領	p 15
(2)別表 群馬県地域興しマイスター等を活用した支援事業 対象地域	p 17
(3)群馬県地域興しマイスター等の運営に関する取り扱いについて	p 18
(4)別紙 令和 7 年度群馬県地域興しマイスター名簿	p 20
(5)(別紙 1 号様式)群馬県地域興しマイスター派遣申請書(新規・継続)	p 21
(6)(別紙 2 号様式)群馬県地域興しマイスター等派遣協議書(新規・継続)	p 22

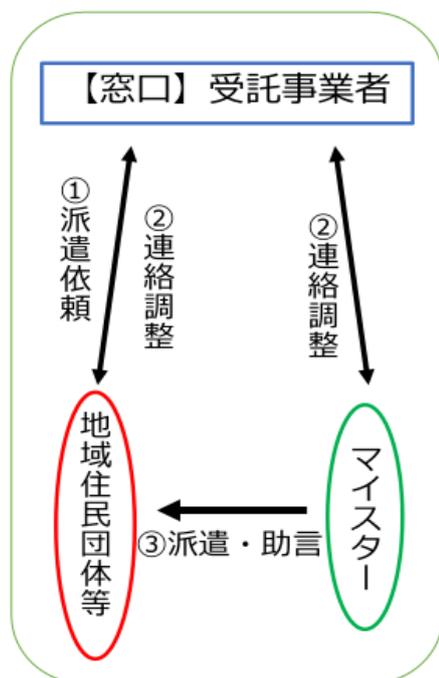
(7)(別紙 3 号様式)群馬県地域興しマイスター等派遣依頼書	p 23
(8)(別紙 4 号様式)群馬県地域興しマイスター等派遣決定通知書	p 24
(9)(別紙 5 号様式)群馬県地域興しマイスター等派遣実績報告書	p 25
(10)(別紙 6 号様式)群馬県地域興しマイスターによる助言支援後の状況報告書	p 26
(11)群馬県地域興しマイスター等の派遣手続きの流れ	p 27

群馬県地域興しマイスター制度とは

R7.4 群馬県農政部農政課

農業・農村地域の活性化を目的として、地域活性化に関連する各分野の知識・経験・技術を持った専門家（地域興しマイスター）を、地域住民団体等の要請に応じて無料で派遣することができる制度です。

◆手続の流れ



◆主な成果



ブランド米「花ゆかり」の開発（中之条町）



農泊地域の創出（沼田市）



SNSやポップでの効果的な情報発信（昭和村、みどり市等）



新メニューの開発（高崎市等）

◆各マイスターの主な派遣事例・活動内容

マイスター	専門分野・活動内容
青木 茂治	農村レストランの新たなメニュー開発、調理加工品の開発
網野 文絵	農産物の写真撮影方法、SNS発信
板橋美代子	金融、相続贈与、ライフマネープラン
入山 寛之	まちづくり、地域づくり
北山 郁人	茅場の管理や活用方法、農家民宿支援
清水 一徳	地域産業振興、人材育成
高木 響正	農産物のブランド・6次化、新規事業の戦略構築等
田村 善男	野菜ソムリエ、青果物の生産・流通・販売等
中村 文彦	地域ツーリズムの開発、地域活性化
星野 高章	人材育成、農業経営の大規模化
茂木 三枝	経営分析・経営指導、マーケティング
吉田 武宏	中小企業・農業法人等の経営診断・経営指導

◆群馬県地域興しマイスターの主な派遣実績

○ブランド米「花ゆかり」の開発（中之条町）

（平成23、26、29年度）

【マイスター】高木 響正

【指導内容】・ブランド化戦略（食味分析等）
・ブランド米「花ゆかり」の名付け、販売促進

【実績】・町内産米の独自のコンクール開始。
・全国米食味分析鑑定コンクールで特別優秀賞等を受賞。
・食味値80以上を超える町内産の米「花ゆかり」販売。
・ふるさと納税の返礼品、町内イベントの景品等に使用。



○SNSを活用した直売所などの宣伝方法

（みどり市、沼田市など）（令和5、6年度）

【マイスター】網野 文絵

【指導内容】SNSの効果的な活用方法

【実績】周知活動の一環として運営するSNSを効果的に活用するため、撮影のコツや投稿のポイント等について助言を行った。



○梅のブランド化のための助言（高崎市）

（平成27年度）

【マイスター】青木 茂治

【指導内容】梅を使用したレシピを作成するための助言

【実績】梅を使用した新商品（たかさき福々梅まん、梅風味のバターケーキ）を開発した。



○事業承継研修会（富岡市）（令和4年度）

【マイスター】吉田 武宏

【指導内容】農業において考えられる経営継承の項目、類型や課題について説明

【実績】経営家継承には3～5年の時間がかかることや、専門家を活用した経営継承計画作りについて説明を行い、参加者が経営継承について考えるきっかけを作った。



○講演「変化を続ける生活者

多様化する青果物の生産・流通」

（沼田市、桐生市）（令和5、6年度）

【マイスター】田村 善男

【指導内容】・農産物の生産・流通・消費を取り巻く環境の変化
・農産物のブランド化

【実績】農業委員会協議会研修にて、近年の生産者・消費者・流通動向の解説し、他産地に負けない魅力発信に向けた意識付けを行った。

○農家、農村レストランの新メニュー開発

（高崎市、邑楽町）（令和4、6年度）

【マイスター】青木 茂治

【指導内容】農家、農村レストランで、新メニューの開発について助言

【実績】地元産の食材を使用した新メニューの提供を開始した。



○農業者向け相続・贈与研修会

（前橋市、沼田市）（令和6年度）

【マイスター】板橋 美代子

【指導内容】・相続税の計算方法
・贈与税の解説
・遺言書の利点と欠点
・民法改正自筆証書遺言書と保管法

【実績】令和5年度改正の相続時精算課税制度や農業者向けの相続・贈与について講演を行った。





青木 茂治 (あおき しげはる)

素材を生かした加工品の研究、開発など

■職業(所属)

東日本調理師専門学校
校長

■経歴・活動実績

★群馬県商工会連合会エ
キスパートバンク (専門
家登録)

★(一財)甘楽町都市農村
交流協会農村イタリアン
御殿前レストラン
PRETORIO (プレトリ
オ) 開店準備・調理技術
指導

★群馬県優秀技能者群馬
県知事表彰

★(一社)日本エスコフィ
エ協会会員及び八重洲会
会員

★調理師関係功労者厚生
労働大臣表彰

■得意とする活動

★素材(農産物)の特性を考え、適した調理技法を
組みあわせ、調理加工品への可能性を見つけ出
す。

★加工品生産者の基本技術のレベルアップを図る
ための講習を行い、現行品を見直していく。ま
たはそれに伴う助言を行う。

■助言と抱負

「調理」とは、人々の生活にとって決して切り離
すことのできない大切なもののひとつです。忙しく
過ぎていくこんな時代だからこそ、今一度「調理」
を見つめ直し、料理、素材はもちろんのこと、生産
者にまで目を向け、ただおいしいだけではなく、安
全かつ健康的な「食」を一緒に考えて行きたいと思
います。技術理論と一緒に「心」も大切にする生産
者が増える様、ひと役かえることができれば幸福と
思います。



網野 文絵(あみの ふみえ)

農業、食にまつわる写真撮影や SNS 発信、食育講座

■職業(所属)

農業カメラマン

■経歴・活動実績

★2025-

(株)時事通信社 連載コラム

★2020-2023

朝日新聞社 定期コラム

★2018-

(株)共同通信社 週刊表紙

(公社)日本写真協会 推薦 写真展開催 東京青山

(後援：外務省・環境省・文化庁・東京都)

★2009-2021

カネコ種苗(株)広報所属

■写真絵本「くだものはな なんのはな?」

(2025 岩崎書店)

■写真絵本「やさいのはな なんのはな?」

(2023 岩崎書店)

総出版 1 万 5000 部

※こども家庭庁特別推薦本

★講座開催

★(公社)日本写真協会 会員

★NHK カルチャー講師

★シードアドバイザー

★グリーンアドバイザー

★フォトマスター準 1 級

★フォトスタイリング準 1 級

■得意とする活動

★撮影 写真・動画・ドローン

★編集 動画作成

★デザイン チラシ・冊子

★講座 初心者からスキルアップまで丁寧な説明と実践をお手伝いします！

内容：写真・SNS・動画・情報発信・食育

■助言と抱負

私は野菜・花・畜産・芝草の写真を 15 年近く撮っています。農家さんや青果物のまだ見ぬ価値を写真で消費者へ届けたいと思っています。

今は生産者さんも、SNS やオンライン販売などが必要とされていますので、発信力のお手伝いができたら幸いです。

これまで県内外の農業関係者 1000 名以上に対して講座を行っており、リピーターがとても多いです。初心者でもわかりやすく丁寧な説明を心がけています。

もともと野菜が苦手だったので、食育面でも野菜が好きになるきっかけのお話ができます。



板橋 美代子 (いたばし みよこ)

金融・相続贈与・ライフマネープラン

■得意とする活動

- ★家計と農業経営の経済が持続可能となる為に講演での支援
- ★人生の計画（ライフプラン）と経済計画（マネープラン）を見える化するキャッシュフロー表の作り方、活かし方の指導支援

■職業(所属)

OFFICE YOU 代表
ファイナンシャル・プランナー

■経歴・活動実績

- ★ファイナンシャル・プランナー
CFPライセンス取得及び1級FP技能士取得により講演、相談、取材等での活動
- ★日本銀行と金融庁より表彰授与
金融広報アドバイザーとして、金融経済から生活設計までの幅広い分野の講演を実施し金融知識の普及・向上に貢献

■助言と抱負

ファイナンシャル・プランナーが専門とする6分野（金融、不動産、ライフプラン・リタイアメントプラン、年金・保険、税金、相続・事業承継）の知識をもって、農業農村並びに中山間地域等の課題解決や活性化のお手伝いを精いっぱいしたいと存じます。

講演の具体例としては、【女性農業者のためのライフマネープラン】、【個人経営と法人経営、経済の分散と承継】、【農業者の持続可能な我が家の経済を作るために】、【今から考える相続・贈与の賢い方法】等



入山 寛之 (いりやま ひろゆき)

まちづくり、地域づくり

■得意とする活動

- * 人のつながり（関係人口）を創出する
- * 低予算でのイベント開催
- * 主催者も楽しいイベント

■職業(所属)

洋品店いりやま 代表
まちやど蔭屋 代表

■経歴・活動実績

★地域づくり団体
「富岡げんき塾」代表

★地域づくり団体
「スマイルとみおか」
副代表



■助言と抱負

皆さんの、皆さん自身が望む地域の未来とは
どんな姿でしょうか？

- ・ 人の集まるイベントを作り上げる？
- ・ 観光客や外部から人がたくさんやってくる？
- ・ 移住者が増える？

どれも決して悪いことではないでしょうが、
ご自身が望むのは、本当にそういう未来ですか？

私は・・・

- ・ 地域にあるもの（自然・文化・人・地域課題）を
魅力にして地域外からの人とのつながりを
つくりたい。
- ・ そのつながりは多さでなく、深さを大切にしたい
- ・ 親せきのように思える心許せる他人、年の離れた
友人がいたら幸せな気持ちになる。

そんな未来が欲しいと思っています。そんなこと
が地域の暮らしを豊かにし、地域の魅力発信にもつ
ながると考えます。

こんな思いに共感いただけたら是非ぜひお手伝い
したいです！



北山 郁人 (きたやま いくと)

地域資源発掘家 (百姓見習い)

■職業(所属)

- ★森林塾青水 塾長
- ★NPO 法人奥利根水源地域ネットワーク代表理事
- ★一般社団法人みなかみ町体験旅行 常務理事

■経歴・活動実績

★1974年6月5日(世界環境デー)名古屋市生まれ。日本大学芸術学部美術学科彫刻専攻卒。2000年より東京都奥多摩町に移住し、自然学校やエコツアーの運営を行う。2005年より東京都自然保護員として、国立公園の自然環境調査に従事。2009年より群馬県みなかみ町藤原地区に移住し、教育旅行の受け入れ態勢を整備し、年間1万人の子どもたちの受け入れを行う。2015年より、自伐型林業に取組み、6kmの作業道を敷設。

■得意とする活動

- ★眠っている地域の資源を発掘し、商品化、体験プログラムの作成
- ★グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、農泊、農家ホームステイ
- ★学校団体等の自然体験活動の受け入れ態勢整備
- ★移住定住促進、古民家、空き家の利活用、セルフリノベーション
- ★自伐型林業、里山、茅場の活用整備
- ★巨大かまくらづくり、ネイチャークラフト

■助言と抱負

周辺の住民からは「あんなところ人間の住むところじゃない」と言われる関東一の豪雪地帯である利根川源流の里、みなかみ町藤原を世界中から人が集まる素敵な桃源郷となることを目指して、奮闘中。地域のお年寄りから自然と共に生きる知恵を学びながら、百姓(たくさんのお仕事をできる人)になることが目標です。特に農家民泊(農家ホームステイ)を軸に自伐型林業、農家、アウトドアガイド等を組み合わせ、子育て世代の若い人達が地域で暮らしていけるビジネスモデルを模索しています。今の世の中、魅力的な空き家があれば、地域に仕事がなくとも田舎で暮らしてみたいと思っている都会の若い人たちはたくさんいます。地域には、都会にはない魅力的な資源がたくさん埋まっています。それを皆さんと一緒に発掘していきたいと思っています。特に、日本は森林資源に恵まれた豊かな国です。林業は衰退産業とされていますが、だからこそ、そこにチャンスがあるのです。



清水 一徳 (しみず かずのり)

持続可能な地域づくり、地域再生デザイン

■職業(所属)

コミュニティブレインズ
代表取締役・地域再生プ
ランナー

■経歴・活動実績

★東北大学 研究推進・
支援機構リサーチマネジ
メントセンター特任准教
授

★群馬県昭和村ふるさと
大使 委嘱

★食農連携コーディネー
ター (FACO) 登録

★群馬県、新潟県 6 次産
業化プランナー (2012-
15 年)

■得意とする活動

- ★住民参加と協働による農村まちづくり
- ★地域内の組織づくり・新たな担い手育成
- ★持続可能な農村再生ビジネス・経営力強化
- ★農村地域のネットワーク構築

■助言と抱負

これまで農村や中山間地の活性化に向けて各種課題・テーマを支援してきました。地産地消、グリーン・ツーリズム、集落営農、限界集落、交通弱者など、地域には特有の課題が山積し、その解決は決して簡単なものではありません。魅力的な地域資源や伝統産業を活用した農村交流ネットワークを通じて、持続可能なモデルづくりと皆様の地域創造の未来像について知恵を出しながらご一緒に出口戦略を考えます。

私は現場を訪問し、自らの目で状況を理解し、皆さまと話をしながら、徹底して現状分析を行っています。再生可能エネルギーを活用したまちおこし、自然環境の保全、観光振興、地域振興だけではなく、最近では地域内の後継者など担い手づくりや新たな一次産業の強化を目指した地域産業活性化の農村再生に取り組んでいます。これまでの知見と支援経験を生かし、地域の新しいニーズに応えるべく、ぜひ皆さまの地域の発展に向けて成功事例をつくるお手伝いできれば幸甚です。



高木 響正 (たかぎ きょうせい)

地域農業及び個別経営体の戦略・作戦・戦術

■得意とする活動

- ★個人・法人、地域農業の戦略・作戦構想
- ★戦略・作戦に基づく戦術の体系化とアドバイス
- ★農産物・農産加工品のブランド化、6次化、直売化及びネーミング&デザインのアドバイス
- ★直売事業や販売拠点整備に関わるアドバイス
- ★戦略組織の構築に関わるアドバイス

■職業(所属)

- ★事業戦略構築研究所
AX
代表

■経歴・活動実績

- ★群馬県伊勢崎市/伊勢崎市「農&食」戦略会議
統轄アドバイザー
- ★群馬県/上州アグリ
100年ブランド協議会統
轄アドバイザー
- ★山形県/担い手支援事
業・専門家アドバイザー
- ★栃木県/地域プランナ
ー
- ★岩手県雫石町/「道の駅
あねっこ」経営戦略アド
バイザー

■助言と抱負

昨今、流行の「ブランド化」(商品開発)や「6次化」(加工・調理)、あるいは「直売化」(販路開拓・販売拠点整備)——これらは、長期スパンの戦略、あるいは中期スパンの作戦に該当するものではありません。

その行動単位が「地域」であろうと「個別経営体」であろうと、戦略体系においては、戦略・作戦を末端で支える短期スパンの戦術(手段)に該当します。

したがって戦略や作戦の具体化を経ないままに「ブランド化」「6次化」「直売化」に取り組むことは、最終目的や途中目標を設定しないまま、いきなり「手段」に取り組むのと同様であり、一時的な効果はあっても、長期的にはいずれ行き詰まることになります。

戦争に例えるなら、敵と比較した立地・環境、人材・技術、兵器・兵力、民衆心理・思想を顧みないまま、むやみやたらと白兵突撃するのと同じです。

そうした「稚拙な兵法」に陥ることなく、戦略・作戦をゼロから構想し、かつ体系化し、その戦略・作戦に基づいて——「勝つため」よりも「失敗しないため」の戦術として——「ブランド化」「6次化」「直売化」をアドバイスしたいと考えております。

田村 善男 (たむら よしお)

野菜ソムリエ上級プロ



■職業(所属)

★野菜と文化のフォーラム会員

★野菜ソムリエコミュニティぐんま相談役

■経歴・活動実績

★東京都中央卸売市場築地市場並びに高崎市総合地方卸売市場において、46年間にわたり全国の産地を訪問。産地発展のための指導助言を行う。群馬県においては、「群馬の野菜」生産・流通振興プランの作成や園芸特産物ブランド産地指定、農政審議会への参加などを行う。また、京浜市場群馬会(当時46社)会長として、群馬県産青果物の向上と有利販売のための助言指導を行う。

■得意とする活動

日本人のライフスタイルの変化同様、青果物の生産・流通・消費を取り巻く環境も大きく変化を続けています。46年間にわたる流通の中心的役割を担う卸売市場での経験、時代の要求から生まれた野菜ソムリエとしての知識を加え、現実的、具体的な指導、助言を行う事。

■助言と抱負

青果物に関しての群馬県の強みは、東部地区の標高10mから嬭恋田代地区の1400mまでの地域で年間を通して生産され出荷されること、東京を中心とする大消費地に近いこと、交通の便もよく全国各地への出荷が容易であることなどがあります。この強みを活かし産地・生産者の発展に繋げることが大事です。

人口減少と超高齢化が進む中での青果物を取り巻く課題には、食品の輸出入動向、ライフスタイルの変化からくる消費行動の変化を的確に把握して対応することが大事です。卸売市場を中心としてきた青果物の流通も第四次産業革命と言われるような時代を迎え、時代に合う流通が求められています。築地市場を中心とする46年間の卸売市場での経験と野菜ソムリエ上級プロと

しての知識は、必ず産地、生産者の皆さんのお役に立てるものと確信します。





中村 文彦 (なかむら ふみひこ)

農泊の推進による地域活性化

■職業(所属)

ツーリズム開発合同会社
代表 CEO

■経歴・活動実績

★(一財)都市農山漁村交流
活性化機構 客員研究員

★薄根地域ふるさと推進創
生協議会 農泊推進の支援

★福井県里山里海湖ビジネ
ス課題解決アドバイザー
(福井県)

★福井県農村型 RMO コ
ーディネーター

★気仙沼市ヘルスツーリズ
ム協議会 アドバイザー
(宮城県)

★河内グリーン・ツーリズ
ム研究会アドバイザー (栃
木県)

★その他、農泊推進地域へ
向けた事業化支援

■得意とする活動

- ・農泊の推進の為に地域受入れ人材の育成
- ・地域資源を活用する滞在・体験プログラムの開発
- ・農林漁業体験民宿の開設及び運営支援
- ・空き家活用の支援、および農林漁家の M&A
- ・民宿、旅館等のおもてなし研修、人材育成、販促支援
- ・地域ブランディング、地場産品の販路開拓
- ・特産品、地域資源、観光資源の商品開発・販促支援

■助言と抱負

グリーン・ツーリズムを活用した農泊は、都市と農山村の交流を通じて、地域の自然、生活文化などの地域資源を活かした農山村への滞在型旅行であり、一次産業の振興を目的にした滞在・体験の提供により、経済的・社会的な活性化に向けた手段です。

本県は東京から1時間強、交流事業による地域活性化に期待が持てます。体験型観光や着地型旅行を進めるには、受入れ人材育成と滞在プログラムの開発が必要です。

また、増える空家への対策として、二拠点居住や週末農家の受け皿や民泊施設としての活用など、様々な角度から集落単位での地域保全を戦略的に進める必要があります。

地域と共に活性化の方法を伴走型で考え、農泊の推進による都市と農山村の交流事業を戦略的に進めます。



星野 高章(ほしの たかゆき)

人材育成・農業経営の大規模化、外国人材の活用

■職業(所属)

有限会社農園星ノ環
代表取締役社長

■経歴・活動実績

- ★群馬県農業法人協会
副会長
- ★公益財団法人
群馬県農業公社 理事
- ★一般社団法人hygge 理事
- ★群馬県農業経営士
- ★MBA(経営学修士)
- ★世界農業ドリームプラン・プレゼンテーション
第1回(2013)、第2回
(2014)実行委員長
- ★昭和村に花火を上げる会
会長(2004-2014)
- ★農業の未来をつくる女性
活躍経営体100選
- ★群馬県多文化共創カン
パニー認証

■得意とする活動

- ★農業分野の人材育成
- ★農業経営の法人化
- ★外国人材の活用
- ★女性活躍
- ★農福連携

■助言と抱負

地域づくりと農業経営の発展は、互いに深く関わり合い、強く影響し合う関係にあると考えています。

農業は単なる生産活動にとどまらず、地域の経済や暮らし、文化、環境にも大きな影響を与える重要な基盤です。だからこそ、地域社会が持続的に発展していくためには、それを支える農業経営体の成長と進化が欠かせません。

私はこれまで、農業経営に長く携わる中で、数多くの試行錯誤や挑戦を重ねてきました。その過程で得た知見や人とのつながり、そして失敗からの学びを、今後は地域や次世代の農業者の成長に役立てたいと考えています。

地域に根ざした農業経営者が、持続的にチャレンジを続けられるように。そのための支えとなれるよう、自らの経験を活かしながら、地域農業の未来に貢献していきたいと思っています。



茂木 三枝 (もてぎ みえ)

直売所の活性化・農村女性活躍支援

■職業(所属)

中小企業診断士

■得意とする活動

★経営理念・経営方針の明確化

経営計画・新事業計画作成支援

経営計画実現のための経営管理体制確立

★直売所の活性化

店舗コンセプトの明確化によるお店作り

売り場づくり・イベント・接客指導

■経歴・活動実績

★群馬県初女性中小企業
診断士

★宅建士

■助言と抱負

平成8年に中小企業診断士に登録し30年以上、創業支援・中小企業支援に携わってきました。経営者からじっくりお話をうかがい、課題を把握するとともに、強み・特徴を明確化し、営業強化を図ってきました。農業分野では、農産物直売所、観光農園、農村女性のお蕎麦屋さん等を支援しました。一步踏み出したい農家さんを応援しています。



吉田 武宏 (よしだ たけひろ)

中小企業診断士

■職業(所属)

中小企業診断士 (群馬県
中小企業診断士協会理
事・吉田中小企業診断士
事務所代表)

■経歴・活動実績

- ・全農ぐんま等にて、農産物直売所等店舗開設・店舗指導
- ・J Aグループにて、新規事業開発
- ・群馬県担い手育成総合支援協議会・担い手支援スペシャリスト
- ・農業経営者総合サポート事業経営専属スタッフ
- ・金融機関・行政等の依頼により、中小企業・農業法人の経営指導多数
- ・公的機関等において、中小企業・農業法人の経営改善計画(経営再建計画)策定
- ・事業承継・M & A等の指導・アドバイス

■得意とする活動

- ・中小企業・農業法人等の経営診断・経営指導
- ・農産物直売所等店舗の開設及び開設後の店舗指導
- ・新規事業計画作成及び指導
- ・経営再建計画作成及び指導
- ・プロモーション、販促指導 (パンフレット・チラシ作成等)

■助言と抱負

近年農家の大規模化・法人化や6次産業化等が、大きな流れとして定着してきていますが、経営管理等の問題により、経営不振のところも増えてきています。

こうした中で、早めに専門家の指導、アドバイスを受け、経営改善を図ることが、経営の早期立ち直りには大変重要であります。

群馬県の大規模農家・農業法人の経営の健全化や6次産業化の発展、農業振興に少しでも貢献できたらと考えております。

群馬県地域興しマイスター等の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県地域興しマイスター（以下「マイスター」という。）等を活用した支援事業の円滑な実施を図るため、マイスター等の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 知事は、地域の要請に応じて専門家を派遣し、農産物の効果的な販売方法やグリーン・ツーリズムの推進など、農業・農村や中山間地域の抱える課題等に関して専門家の意見を聴取し、地域活性化のための施策を効果的に推進するため、マイスターを設置する。

なお、主な事業対象地域は、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の地域振興立法の3法指定地域のいずれかの地域が位置する市町村又はこれらの市町村と一体として事業推進することが効果的な地域とし、別表のとおりとする。

(定義)

第3 マイスターとは、地域活性化に必要な知識、技術及び経験により農業・農村や中山間地域の活性化を地域の特性に応じ推進するのに適当である者をいう。

2 マイスター等とは、マイスター及び地域の要請に応じ県が派遣する者（マイスター以外）をいう。

(委嘱等)

第4 マイスターは、農業・農村や中山間地域の活性化に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 知事は、マイスターに委嘱した者にマイスターとしてふさわしくないと認められる事由が発生した場合、本人から辞任の申し出があった場合、その他特別の事由が生じた場合においては、委嘱期間中であってもこれを解任することができる。

(任期)

第5 マイスターの任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第6 マイスターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域住民団体等が行う農業・農村の活性化に資する活動に対する技術的援助及び専門的助言に関すること。
- (2) 県又は市町村が行う農業・農村の活性化に資する施策の策定及び実施に必要な専門的助言に関すること。
- (3) その他、地域の活性化に必要な専門的助言に関すること。

(依頼)

第7 知事は、マイスターの助言を必要とする場合は、第4により委嘱したマイスターのうち適当と認める者に対し、助言を求めるものとする。

2 知事は、地域の要請に応じ、第4により委嘱したマイスター以外の者に対し必要な助言を求めることができるものとする。

(守秘義務)

第8 マイスターは、所掌事務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。マイスターを退いた後も同様とする。

(費用負担)

第9 県はマイスターが所掌事務に従事した場合、又はマイスター以外の者が必要な助言を行った場合は、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。ただし、市町村長の依頼による場合は、謝金の支給及び費用の弁償は、当該市町村長が行うものとする。

(委託)

第10 県は、マイスター等を活用した支援事業の一部を当該事業を実施することが適当と認められる団体に委託することができる。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、マイスター等の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 群馬県地域興しマイスター設置要領及び群馬県地域興しマイスター活動実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

群馬県地域興しマイスター等を活用した支援事業 主な対象地域(中山間地域)

地域	郡市	市町村	旧市町村	3法指定地域			市町村基金地域	群馬県地域興しマイスター等を活用した支援事業 主な対象地域(中山間地域)	
				山村 振興法	過疎法	特定 農山村法			
中部	北群馬郡	榛東村	榛東村	-	-	-	-	-	
		吉岡町	吉岡町	-	-	-	-	-	
	佐波郡	玉村町	玉村町	-	-	-	-	-	
		前橋市	前橋市	前橋市	-	-	-	-	-
	富士見村		富士見村	-	-	-	-	-	
	大胡町		大胡町	-	-	-	-	-	
	宮城村		宮城村	-	-	-	-	-	
	粕川村		粕川村	-	-	-	-	-	
	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	-	-	-	-	-	
		赤堀町	赤堀町	-	-	-	-	-	
		東村	東村	-	-	-	-	-	
	渋川市	境町	境町	-	-	-	-	-	
		渋川市	渋川市	-	-	-	-	-	
		北橋村	北橋村	-	-	-	-	-	
赤城村		赤城村	-	○	-	-	-		
子持村		子持村	-	-	-	-	-		
小野上村		小野上村	○	○	○	-	全域		
伊香保町		伊香保町	-	○	○	-	-		
西部	多野郡	上野村	上野村	○	-	○	-	全域	
		神流町	神流町	○	○	○	○	全域	
		中里村	中里村	○	○	○	-	-	
	甘楽郡	下仁田町	下仁田町	小坂村 西牧村	○	○	-	全域	
		南牧村	南牧村	月形村 尾沢村	○	○	○	全域	
	高崎市	甘楽町	甘楽町	-	-	-	-	-	
		高崎市	高崎市	-	-	-	-	-	
		榛名町	榛名町	-	-	-	-	-	
		倉淵村	倉淵村	鳥淵村	-	○	-	○	
		箕郷町	箕郷町	-	-	-	-	-	
		群馬町	群馬町	-	-	-	-	-	
		新町	新町	-	-	-	-	-	
	藤岡市	吉井町	吉井町	-	-	岩平村	-	-	
		藤岡市	藤岡市	日野村	-	日野村	○	○	
富岡市	鬼石町	鬼石町	三波川村	-	○	-	○		
	富岡市	富岡市	-	-	丹生村	○	○		
安中市	妙義町	妙義町	-	-	○	-	-		
	安中市	安中市	-	-	後閑村	○	○		
吾妻	吾妻郡	中之条町	中之条町	沢田村	○	○	○	○	
		六合村	六合村	○	○	○	-	○	
		長野原町	長野原町	○	○	○	○	○	
		嬬恋村	嬬恋村	○	-	-	-	-	
		草津町	草津町	-	-	-	-	-	
		高山村	高山村	○	○	○	-	○	
	東吾妻町	東村	東村	○	○	-	-	-	
		吾妻町	吾妻町	岩島村 坂上村	○	○	○	○	
	利根沼田	利根郡	片品村	片品村	○	○	○	○	
			川場村	川場村	○	-	○	○	
			昭和村	昭和村	-	-	-	-	
			月夜野町	月夜野町	-	○	○	-	
		沼田市	みなかみ町	みなかみ町	○	○	○	-	○
			水上町	水上町	○	○	○	-	○
沼田市			沼田市	池田村	-	池田村	-	-	
東部	邑楽郡	板倉町	板倉町	-	-	-	-	-	
		明和村	明和村	-	-	-	-	-	
		千代田町	千代田町	-	-	-	-	-	
		大泉町	大泉町	-	-	-	-	-	
		邑楽町	邑楽町	-	-	-	-	-	
	桐生市	桐生市	桐生市	梅田村 飛駒村	○	-	-	○	
		新里村	新里村	-	-	-	-	-	
		黒保根村	黒保根村	○	○	○	-	-	
		太田市	太田市	-	-	-	-	-	
	太田市	尾島町	尾島町	-	-	-	-	-	
		新田町	新田町	-	-	-	-	-	
		藪塚本町	藪塚本町	-	-	-	-	-	
	館林市	館林市	館林市	-	-	-	-	-	
		東村	東村	○	○	○	-	-	
笠懸町		笠懸町	-	-	-	-	-		
みどり市	大間々町	大間々町	福岡村	○	-	-	-		
	みどり市	みどり市	-	-	-	-	○		

※1 表中「過疎法」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法をいう。
 ※2 表中「特定農山村法」とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律をいう。
 ※3 派遣回数の上限は異なるが、「主な対象地域(中山間地域)」以外の地域にも派遣可能である。

群馬県地域興しマイスター等の運営に関する取り扱いについて

平成17年7月1日制定

改正 平成20年 3月31日

改正 平成27年 10月1日

改正 平成29年 4月6日

改正 令和3年 3月31日

改正 令和7年 4月1日

群馬県地域興しマイスター等の運営については、「群馬県地域興しマイスター等の設置及び運営に関する要領」に定めるほか、次に定めるところにより取り扱うものとする。

1 地域興しマイスター

地域興しマイスターは、別紙の者をもって充てる。

2 依頼等の事務処理

- (1) 地域興しマイスターの派遣を要請する者（地域住民団体等）は、知事が群馬県地域興しマイスター等を活用した支援事業を委託した事業者（以下「受託事業者」という。）あてに、「群馬県地域興しマイスター派遣申請書」（別紙1号様式）を提出するものとする。
- (2) 地域興しマイスター以外の者の派遣を要請する者（地域住民団体等）は、受託事業者あてに「群馬県地域興しマイスター等派遣協議書」（別紙2号様式）を提出し、協議するものとする。
- (3) (1)の派遣申請書が提出された際は、事前に農政部農政課に対し、派遣内容について連絡を行うものとする。
- (4) 受託事業者は、(1)の派遣申請を受けたときは、調整の上、1に掲げる地域興しマイスターのうち適当な者に対し、「群馬県地域興しマイスター等派遣依頼書」（別紙3号様式）により派遣依頼をし、派遣申請者に対しては、「群馬県地域興しマイスター等派遣決定通知書」（別紙4号様式）により通知するものとする。
- (5) 受託事業者は、(2)の派遣協議を受けたとき、地域の活性化に必要があると認めるときは、調整の上、支援を依頼する者に対し、「群馬県地域興しマイスター等派遣依頼書」（別紙3号様式）により派遣

依頼をし、派遣協議者に対しては、「群馬県地域興しマイスター等派遣決定通知書」（別紙４号様式）により通知するものとする。

- (6) 受託事業者は、(3)により地域興しマイスターに、又は(4)により支援を依頼する者に対し派遣依頼をしたときは、群馬県農政部農政課及び派遣地域を管轄する農業事務所にその旨報告するものとする。

3 派遣結果等の報告

- (1) 地域興しマイスター等の派遣を受けた者は、派遣業務の終了後速やかに「群馬県地域興しマイスター等派遣実績報告書」（別紙５号様式）に会議等の記録を添付して、受託事業者に提出するものとする。
- (2) 受託事業者は(1)により提出を受けたときは、群馬県農政部農政課にその旨報告するものとする。
- (3) 受託事業者は、地域興しマイスター等の派遣の効果等の検証を行うために、派遣を受けた者に対して、派遣業務の終了の翌々年度に「群馬県地域興しマイスターによる助言支援後の状況報告書」（別紙６号様式）を求めるものとする。

4 費用の負担

- (1) 地域興しマイスター等の派遣に要する経費は、受託事業者が県委託費の範囲内で負担するものとする。
- (2) 地域興しマイスターに対する謝金は、実指導日に対し支給し、その額については、別途定めるものとする。
- (3) 地域興しマイスターに対する費用弁償については、別途定めるものとする。
- (4) 地域興しマイスター以外の者の派遣に係る経費については、必要に応じ、その都度協議するものとする。

5 その他

その他地域興しマイスター等の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

令和7年度群馬県地域興しマイスター名簿(50音順)

NO	氏名	所属・職名	専門分野・支援活動
1	あおき しげはる 青木 茂治	東日本調理師専門学校 校長	○調理加工品の開発
2	あみの ふみえ 網野 文絵	農業カメラマン	○広報、デザイン ○WEB 情報発信
3	いたばし みよこ 板橋 美代子	OFFICE YOU 代表 ファイナンシャル・プランナー	○女性活躍促進 ○営農生活設計
4	いりやま ひろゆき 入山 寛之	衣料品店「(有)いりやま」店長兼 代表取締役	○まちづくり ○地域活性化支援
5	きたやま いくと 北山 郁人	NPO 法人奥利根水源地域ネット ワーク 代表理事	○グリーン・ツーリズム ○農家民宿支援 ○地域活性化支援
6	しみず かずのり 清水 一徳	コミュニティブレインズ代表取 締役 地域再生プランナー	○販路拡大戦略 ○農村地域計画・産業活性化
7	たかぎ きょうせい 高木 響正	事業戦略構築研究所 A X 代表	○新規事業の戦略構築及び実施計画構築
8	たむら よしお 田村 善男	シニア野菜ソムリエ	○青果物の流通・販売
9	なかむら ふみひこ 中村 文彦	ツーリズム開発合同会社 代表 NPO法人わくわく体験群馬 サポートセンター 理事長	○グリーン・ツーリズム ○地域活性化支援
10	ほしの たかゆき 星野 高章	有限会社農園星ノ環 代表取締役社長 群馬県農業法人協会 副会長	○人材育成 ○農業経営の大規模化
11	もてぎ みえ 茂木 三枝	中小企業診断士	○マーケティング支援 ○創業・企業支援
12	よしだ たけひろ 吉田 武宏	吉田中小企業診断士事務所 代表	○経営分析・経営指導 ○店舗指導・店舗開発 ○販促の指導

群馬県地域興しマイスター派遣申請書

(新規・継続)

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県農業会議会長 あて

申請者 住所

氏名

印

下記のとおり、地域興しマイスターの派遣を申請します。

記

1 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時～ 時まで
2 場 所	名 称 住 所 電話番号
3 会議等の名称	出席予定者数 人
4 参集範囲	
5 希望する マイスターの氏名	
6 助言を 受けたい事項	

群馬県地域興しマイスター等派遣協議書

(新規・継続)

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県農業会議会長 あて

協議者 住所

氏名

印

下記のとおり、派遣協議をします。

記

1 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時～ 時まで
2 場 所	名 称 住 所 電話番号
3 会議等の名称	出席予定者数 人
4 参集範囲	
5 希望する 講師等の氏名	
6 助言を 受けたい事項	

群馬県地域興しマイスター等派遣依頼書

令和 年 月 日

あて

一般社団法人群馬県農業会議会長

下記のとおり、貴方を派遣したいので、御承諾くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時～ 時まで
2 場 所	名 称 住 所 電話番号
3 会議等の名称	出席予定者数 人
4 参集範囲	
5 助言を 受けたい事項	

群馬県地域興しマイスター等派遣決定通知書

令和 年 月 日

あて

一般社団法人群馬県農業会議会長

令和 年 月 日付けで申請（協議）のありました地域興しマイスター等について、下記のとおり派遣を決定したので通知します。

なお、終了後は速やかに別紙「地域興しマイスター等派遣実績報告書」に関係書類を添え、提出してください。

記

1 日 時	令和 年 月 日（曜日） 時～ 時まで
2 場 所	名 称 住 所 電話番号
3 派遣する者の氏名	

群馬県地域興しマイスター等派遣実績報告書

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県農業会議会長 あて

住所

氏名

令和 年 月 日付けで派遣決定通知がありました地域興しマイスター等派遣の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 日 時	令和 年 月 日 (曜日) 時～ 時まで
2 場 所	名 称 住 所 電話番号
3 派遣を受けた マイスター等氏名	
4 会議等の名称	
5 参加者数	
6 助言を 受けた事項	
7 会議の記録等	別添のとおり

群馬県地域興しマイスターによる助言支援後の状況報告書

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県農業会議会長 あて

報告者 住所
団体名
氏名(代表者)
連絡先Tel — —

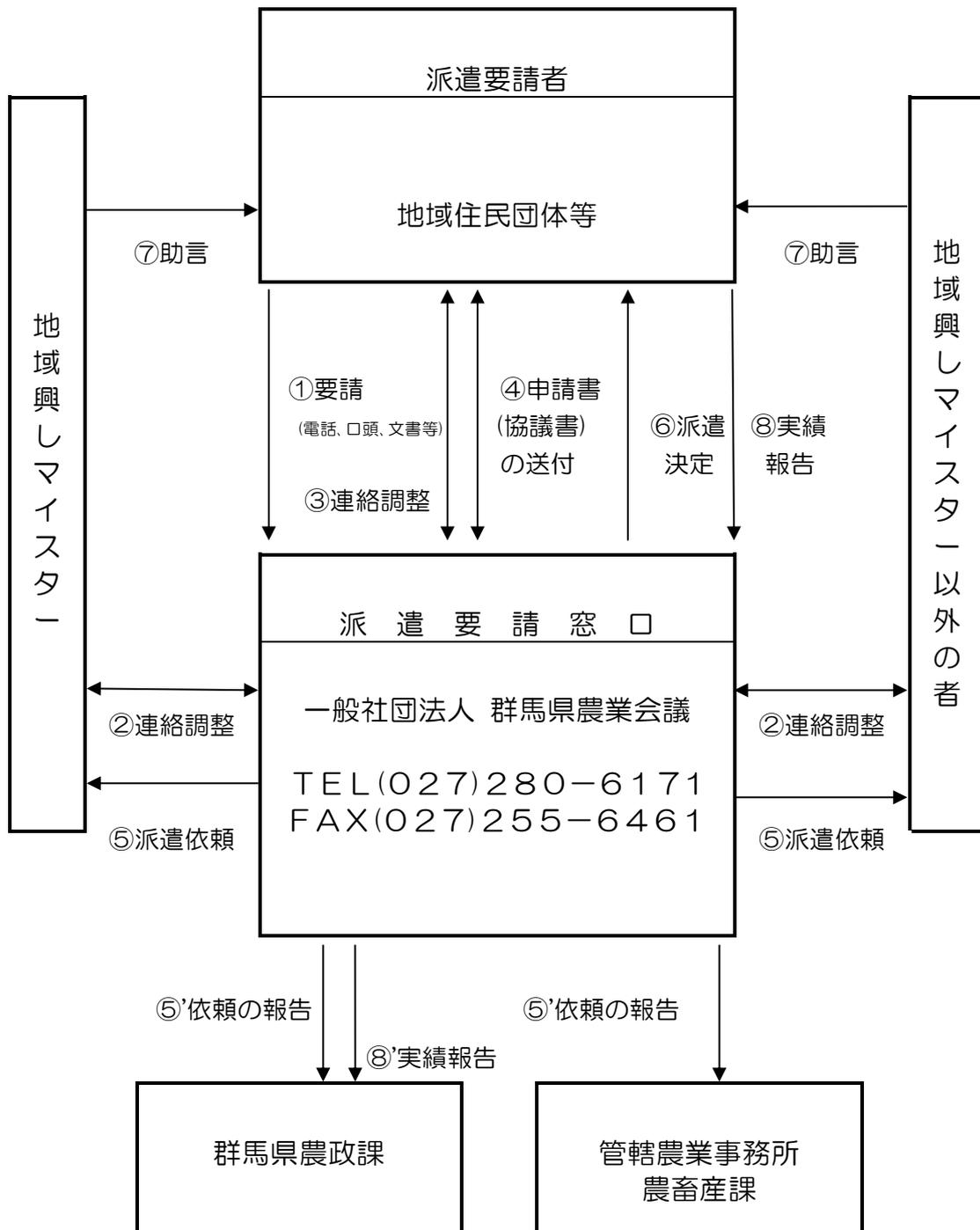
地域興しマイスターの派遣による効果等について、下記のとおり報告します。

記

1 派遣日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分
2 場所(会場)	
3 マイスター名	
4 会議等の名称	
5 参加者数	
6 マイスターを派遣依頼した背景等 (依頼した理由)	
7 マイスターからの助言 支援内容 (主なアドバイス内容)	
8 助言支援後の成果実績等 例： ①実績として成果があったこと（ ・売上増・入込客数増・新商品開発等） ②現在取り組み中のこと ③その他、これからやろうとしていること	
9 成果がわかる資料等	別添のとおり(資料、パンフレット、新聞記事等がある場合)
10 地域興しマイスター 制度について要望等	

※上記項目6. 7. 8については、別紙でも結構です。

群馬県地域興しマイスター等の派遣手続きの流れ



(本制度の留意事項)

1. 「群馬県地域興しマイスター等の運営に関する取り扱いについて」の別紙で定める「地域興しマイスター」以外の者でも、地域の要請に応じて派遣することができる。なお、オーダー型講師派遣を採用する。
2. 制度の効果検証のため、派遣要請元に対し、派遣の翌々年度に指導助言後の状況報告を依頼する。

群 馬 県

一般社団法人群馬県農業会議

〒371-0854 群馬県前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル

TEL.027-280-6171(代) FAX.027-255-6461 Email : gn-onai@nca.or.jp

(令和7年度地域興しマイスター等を活用した支援事業)